

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第五下欄に規定する環境大臣が定める種の一部を改正する告示案の概要

○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第五下欄に規定する環境大臣が定める種（平成九年環境庁告示第五十八号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第五下欄に規定する環境大臣が定める種は、次に掲げるものとする。 オンマトフォカ・ロスイ（ロスアザラシ）	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第五下欄に規定する環境大臣が定める種は、次に掲げるものとする。 一 アルクトケファルス・ガゼルラ（ナンキョクオットセイ） 二 アルクトケファルス・トロピカリス（アナンキョクオットセイ） 三 オンマトフォカ・ロスイ（ロスアザラシ）